

東海道金谷宿お休み処トライアル・サウンディング募集要項

1 トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

暫定利用後、課題などをフィードバックし、公共施設等の今後の活用方針に活かしていくため、市は、民間事業者が考える事業内容と公共施設等の相性や事業者の正式公募等に先立ち市場性の確認などを行い、民間事業者は、使い勝手、採算性、立地条件等を確認することを目的とします。

2 対象施設

(1) 名称

東海道金谷宿お休み処

(2) 住所

島田市金谷坂町 2482 番地の 1

(3) 面積

敷地面積：2,869 m²、建物（木造、平屋、瓦葺）311.36 m²

(4) 設置目的

市は、東海道金谷宿街道のまちづくり事業に基づき、地域文化の振興、伝承など市民の教育、文化活動の振興と観光客誘致を図るため、東海道金谷宿を訪れる人達が気軽に立ち寄り、休憩できる施設として東海道金谷宿お休み処を設置する。

※設置目的以外にも事業者からの自由な提案を広く募集し、実施に向けて事業者と事前相談や協議を行う。

3 実施期間

(1) 受付期間

令和4年5月11日（水）から令和4年7月11日（月）まで

(2) 実施期間

令和4年5月25日（水）から令和4年8月31日（水）まで

※利用期間は、最長1か月間を想定する（1か月を超える長期利用の場合は要協議）。

※他の利用者と利用期間が重複し、かつ、利用エリアが重複しない場合、2者以上が同時に利用する場合がある（他の利用者の妨げになる場合を除く）。

※受付期間終了後は、利用予定に空きがあれば随時受付を行う。

4 利用に関する条件

(1) 事業内容について

ア 関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、要綱、各種基準等を遵守した事業であること。

イ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 政治的又は宗教的な用途

- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第 77 号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する用途
 - (I) 公序良俗に反する用途
 - (オ) 収益を伴わない活動や趣味としての活動等の用途
- (2) 事業実施について
- ア 市長による利用許可がなされる前に、事業に着手しないこと。
 - イ 事業実施にあたっては、利用者の責任において、関係法令及び法令適合等を確認すること。
 - ウ 事業実施に当たり市が必要と認める場合には、事前説明を行うなど、誠実な対応により地域住民等と円滑な関係を築くこと。
 - エ 周辺環境に与える影響（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
 - オ 地元事業者等との連携・協調に努めること。
 - カ 島田市景観条例及び規則に基づき、地域の特性から外れた奇抜な施設や設備等を設置しないこと。
 - キ 水道、電気、ガス等の使用については、事業実施前に設備・配管等の設置状況について市に確認をとること。
 - ク 事業を実施する事業者の責任において十分な安全対策をとり、事故等が発生しないよう最大限配慮すること。また、次の点については特に注意すること。
 - (ア) テント等、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、固定や重り等の強風対策を施すこと。
 - (イ) 火気、発電機、プロパンガスを使用する場合は必ず消火器を用意し安全に努めること。
 - (ウ) ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用と手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
 - ケ 次のいずれかに該当する場合、利用許可を取り消すことがある。
 - (ア) 事業計画書の内容や利用許可書の許可条件に反する行為が行われたとき。
 - (イ) 安全対策が十分でないとき。
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症が拡大する恐れがあるとき。
- (3) 施設について
- 対象施設は現状で引渡し、市への返却時には利用許可期間満了日までに原状に回復すること。
- (4) 費用負担について
- ア 応募、事業実施、撤収、報告までの利用に係る一切の経費は、利用者が負担する（事業実施に伴う法的等手続きに伴う費用などを含む）。
 - イ 対象施設の使用料は、無料とする。

ただし、行政財産の目的外使用の場合は、使用料を徴収する場合がある。

5 参加条件

(1) 対象者

トライアル・サウンディングの利用者は、上記「4 利用に関する条件」を実行する意思と能力（資格）を有する企業やNPO法人等の法人、公共的団体、法人格のない団体等、個人以外の者とし、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 法人格を持たない団体である場合は、3人以上の構成員を持つこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っている法人でないこと。

ウ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止の事実がある等、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人又は法人格を持たない団体でないこと。

エ 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）の別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件に該当し、入札参加停止を行われていないこと。

オ 島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）による入札参加制限に該当しないこと。

カ 次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員等（当該法人の役員、またはその支店もしくは事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、以下各号において同じ。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は反社会的勢力等を利用したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は反社会的勢力等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団と密接な関係を有していると認められる者

(2) 役割分担

利用者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう）とし、グループで応募する場合には、申請時に構成員及び役割分担を明確にすること。

6 募集方法、提出書類

(1) 事前相談

ア 利用者は、利用開始2週間前までに市担当者へ事前連絡すること。

(2) 募集期間等

ア 利用者は、利用開始1週間前までに市へ利用申込書類を提出すること。

イ 利用者は、利用終了後、30日以内に実績報告書を提出すること。

(3) 提出書類

ア 利用申込時

(ア) 行政財産使用許可申請書

(イ) 利用申込書【様式1】

(ウ) 法人等概要書【様式2】※グループでの応募の際は、企業毎に作成

(I) 事業計画書【様式3】※グループでの応募の際は、各企業の構成が分かる資料を添付

イ 事業内容に変更がある場合

変更在先立って利用変更承認申請書【様式5】を提出し、市から承認を受ける。

ウ 事業終了後

事業終了後30日以内に実績報告書（事業実績、対象施設に関する評価、要望など）【様式7】を提出する。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出書類の著作権は利用者に帰属するが、提出書類は返却しない。

イ 利用者の提出書類は、法令（条例を含む）に基づく場合を除き、利用者の同意なく開示することはない。

7 スケジュール・流れ

①事前相談（利用開始2週間前まで）

↓

②利用申込（利用開始1週間前まで）・・・利用申込書ほか【様式1～3】

↓

（事業内容に変更がある場合は、利用変更承認申請書【様式5】を提出）

↓

③利用許可（市から利用許可書【様式4】を送付）、事業実施

↓

④実績報告（事業終了後30日以内）・・・実績報告書【様式7】

8 リスク分担

事業者は、法令に定める責任を負うほか、下記(1)乃至(4)に定める責任を負う。

(1) 利用者は、そのトライアル・サウンディング事業（これを実現するための準備行為を含む。以下同じ）により、第三者の法的に保護された権利又は利益を侵害した場合（利用者が自ら侵害した場合のみならず、利用者が対象施設において開催した事業の出展者等の利用者の事業の参加者も含む）、これによって生じた損害の一切を自らの責任において賠償しなければならない。また、市が利用者に先立って当該第三者に対して、かかる損害に対する賠償、補償をした場合、市は、当該第三者に対して支払った額と同額を利用者に請求できる。

(2) 利用者が、故意又は過失の有無に関わらず、そのトライアル・サウンディング事業に起因して有害物質の排出・漏洩をした場合、利用者の費用負担において、市が指定

する方法により有害物質の除去、無害化等の原状回復をしなければならない。

- (3) 利用者は、そのトライアル・サウンディング事業により、近隣住民又は周辺環境に生じた悪影響について、次の表に従い解決をする。

悪影響	取るべき責任及び措置
ア. 騒音、振動、臭気が法令（条例を含む。以下同じ）に定められた基準を超える場合	ア.、イ. いずれの場合も、市の定める期限までに、利用者が、自らの費用負担及び責任において法令に適合する措置をとる。
イ. トライアル・サウンディング事業により掲示した屋外広告物が法令に定められた基準に反する色彩を用いている等、周辺地域の良好な環境維持のために定められた景観に関する法令に違反した場合	この場合において適合するまでの間に生じた損失の一切は、利用者が負担する。但し島田市において適当と認める場合には、トライアル・サウンディング事業期間の延長をすることができる。
ウ. トライアル・サウンディング事業により、対象施設に接する道路に交通渋滞が生じた場合	当該交通渋滞を解消するために必要な交通誘導員を配置することや来訪者の分散化を図るための事業プログラムの見直し等、利用者の判断により適切と認められる措置を事業者の負担において実施する。
エ. その他、地域からの苦情などのトラブルが生じた場合	苦情などのトラブルの解消を図るための事業プログラムの見直し等、利用者の判断により適切と認められる措置を事業者の負担において実施する。

- (4) 利用期間中における、地震、火災、風水害、その他の市の責に帰すことができない事由によって事業者が被った被害に関するもの。

9 留意事項

- (1) モニタリング、ヒアリングへの協力について

ア 市が求めた場合、可能な限り利用期間中に来場者等へのアンケート調査へ協力すること。

イ 実績報告書提出時に、市が指定するヒアリング調査に協力すること。

- (2) 利用にあたっては、あらかじめ対象施設、事業用地の形状、地質その他事業に必要な土地の情報を確認、収集すること。

- (3) 事業を行うにあたっては関係する法令を遵守すること。

10 申し込み・連絡先

静岡県島田市 観光文化部 観光課 観光施設係
 住所：〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1
 電話：0547-36-7394
 メール：kankou@city.shimada.lg.jp